

産業空洞化を乗り越えて～税制改革による資金還流の促進～

前田ゼミ（研究演習Ⅰ） 栄沢佳祐 桑田堯茂
斎藤雄太 八木知世

1 研究概要

近年、円高やエネルギー供給問題、人口減少、海外市場の成長など、様々な国内外の情勢が要因となり、製造業を中心としたわが国企業の海外流出が加速しており、産業空洞化が懸念されている。そのため、これ以上の産業空洞化を防ぐためのさまざまな取り組みも試みられているが、賃金や土地コスト、為替レートなどの諸要素を考えた場合、製造業等がアジアほかの成長地域への移転の流れを止めることは難しい。そこで、われわれは産業の海外移転を避けられないものとして、むしろ海外に進出した企業が本国であるわが国に資金を還流させ、その還流資金を用いて新たな産業を興すことに力点を置いた政策転換が必要であると考え、そのためにどのような条件整備が必要なのかを税制に焦点をあてて論じていきたい。

2 資金還流を促すための税制改革

2-1 資金還流に関する税制

まず、海外に進出したわが国企業の海外子会社からの資金還流を促すための税制について検討したい。海外子会社の本国への資金移転の方法には、配当とロイヤルティがあるが、配当に関する税制を見直すことにより、資金還流を円滑に行うことが可能になる。

わが国における、外国子会社から国内親会社への配当に関する現行の税制度として、平成 21 年度の税制改正の際に導入された、外国子会社配当益金不算入制度である。この制度により、外国子会社からの資金還流に関して国内では一切税金がかからなくなり、資金還流を行うことでのデメリットがなくなった(図 1 参照)。

税制改正前後の実際の外国子会社からの配当額の推移を表したのが図 2 である。平成 21 年度から 22 年度にかけて、当期純利益が前年度比 64.3%増加したに対して、配当額は前年度比 7.6%の増加に留まった。制度改革により、資金還流しやすい環境が整ったにも関わらず、当期純利益の増加に比べ配当額がわずかしこ増加しなかった理由として、リーマンショックなどの景気の不透明さによる影響以上に、外国子会社から還流した資金を日本で使うメリットが無いことが大きな要因になっているのではないかと考えた。

そこで、法人税の租税特別措置に着目した。この制度を見直すことにより、外国子会社からの資金還流を増加させるための必要条件である、日本国内で資金を使いやすくすること、さらに日本の産業の発展をバックアップすることで、国内への資金還流の円滑化を図ると同時に日本の産業及び経済の発展を促すことができると考える。したがって次章では、日本における法人税の租税特別措置の現行制度を国際比較することにより、国内で十分資金が使いやすい状況にあるかを検証し、さらに産業の発展をバックアップするという観点も考慮に入れ税制改革案を考えてゆく。また、海外の実例も踏まえて日本の産業及び経済

の発展に最も効果的な税制改革案を考えることとする。

図1 外国子会社配当益金不算入制度の概要

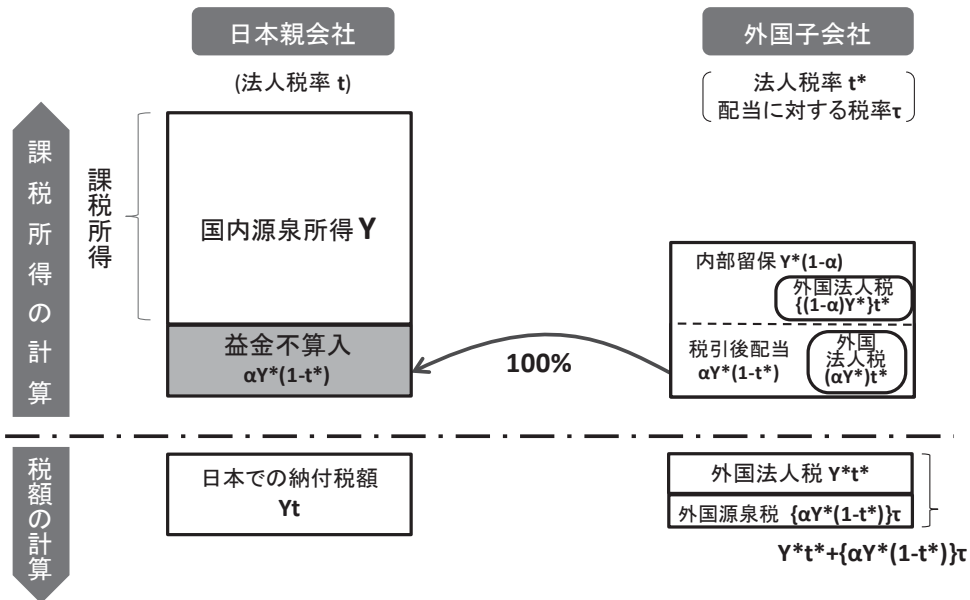
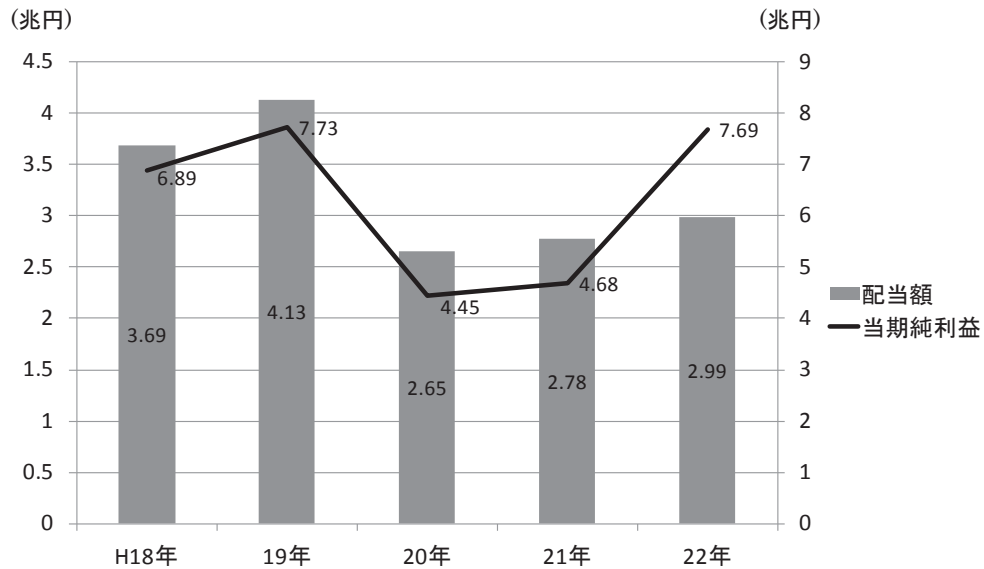


図2 海外子会社の当期純利益及び親会社への配当の推移



(資料) 経済産業省「第41回海外事業活動基本調査(2011年7月調査)概要」

2-2 法人税：租税特別措置

次に、日本国内で資金を使いやすくすることと、わが国産業の成長をバックアップすることの二つの観点から、設備投資と研究開発に関する法人税の特別措置のあり方について論ずる。

まず、設備投資に関する租税特別措置として環境関連投資促進税制に着目する。これは最新の技術を駆使した高効率な省エネ・低炭素設備や、再生可能エネルギー設備への投資（グリーン投資）を重点的に支援するもので、平成 23 年 6 月 30 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間内に対象設備を取得した事業者は、取得価額の 30%特別償却（青色申告書を提出する法人又は個人）又は 7%税額控除（中小企業のみ）の措置を受けることができるという制度である（図 3 参照）。この制度により、50 兆円の環境関連新規市場の開拓と、140 万人の環境分野の新規雇用を促すという効果が見込まれており、グリーン投資を核としたエネルギー政策と環境エネルギー産業の成長戦略の好循環が期待されている。

平成 21 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日に適用されたエネルギー需要構造改革推進投資促進税制との主な違いは、対象設備と即時償却の有無である。従来のエネ革税制では即時償却ができたが、現行制度であるグリーン投資減税では、太陽光発電、風力発電設備のみ即時償却でき、その他の対象設備に関しては 30%の特別償却しか認められない。したがって、現行制度に移行したことで特別償却の「初年度に多く償却されるため、次の設備投資へのインセンティブが生じる」というメリットが小さくなってしまった。また、7%の税額控除に関して、法人税が直接控除されるメリットがある一方で、現行制度では中小企業のみしか適用されない、利益を上げていない企業ほど不利になるというデメリットがある。

これらの制度に類似しているアメリカ、イギリス、韓国の制度を比較したものが表 1 である。わが国で主に適用されるのは 30%の特別償却であるが、諸外国では即時償却または税額控除というかたちで優遇するのが一般的である。また、控除額に着目すると、アメリカでは対象設備に 30%の控除、中国では 20%（中小企業に対しては、30%）の控除を受けることができ、さらに限度額が定められておらず、わが国では控除額や対象企業の制約が厳しいことがわかる。

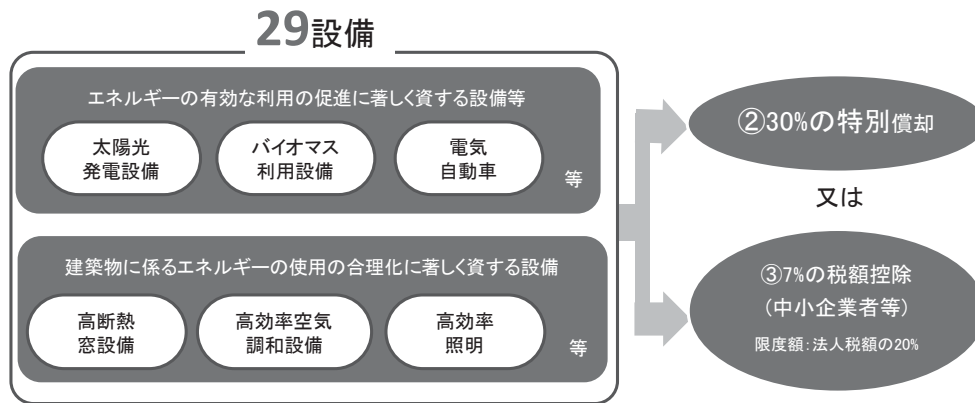
これらのことから、日本の設備投資に関する租税特別措置は、対象は成長産業に限定しているが、企業が国内で資金を使いやすい環境を作っていないということがわかる。

次に、研究開発に関する租税特別措置に関する租税特別措置には、研究開発促進税制がある。これは「試験研究費の総額に係る税額控除制度」、「特別試験研究に係る税額控除制度」、「中小企業技術基盤強化税制」及び「試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度」の 4 つの制度によって構成されており、各制度の詳細は以下の通りである（図 4 参照）。

①試験研究費の総額に係る税額控除制度

青色申告法人のその事業年度において損金の額に算入される試験研究費の額がある場合に、その試験研究費の額の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除することを認めるもの

図3 環境関連投資促進税制(租税特別措置)
(平成23年6月30日～平成26年3月31日)



(資料) 経済産業省 資源エネルギー庁『グリーン投資減税』

表1 環境関連投資促進税制に類似している税制支援の国際比較

	日本	アメリカ	イギリス	韓国
制度名	環境関連投資促進税制	ビジネス・エネルギー投資税控除 (導入を対象にする法人税の控除制度)	拡張減価償却策	省エネ設備投資に対する税額控除
即時償却	太陽光、風力発電設備のみ可		省エネ設備・CO2排出の少ない自動車・節水設備への投資額を即時償却	
税額控除	7%の税額控除 (中小企業者等) 限度額: 法人税額の20%	太陽エネルギー装置 燃料電池 : 30%控除 小型の風力タービン 地熱利用システム マイクロタービン : 10%控除 熱電併給発電装置		20% 中小企業: 30%
対象設備	4分類(29項目)	6分類	9分類(28項目)	9分類(61項目)

(資料) 平成21年度エネルギー環境総合戦略調査等
「エネルギー需要構造改革に資する投資促進税制の効果検証」

②特別試験研究に係る税額控除制度

青色申告法人のその事業年度において損金の額に算入される特別試験研究費の額がある場合に、その特別試験研究費の額の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除することを認めるもの

③中小企業技術基盤強化税制

中小企業者等である青色申告法人のその事業年度において損金の額に算入される試験研

究費の額がある場合に、「試験研究費の総額に係る税額控除制度」又は「特別試験研究に係る税額控除制度」との選択適用で、その試験研究費の額の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除することを認めるもの

④試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度

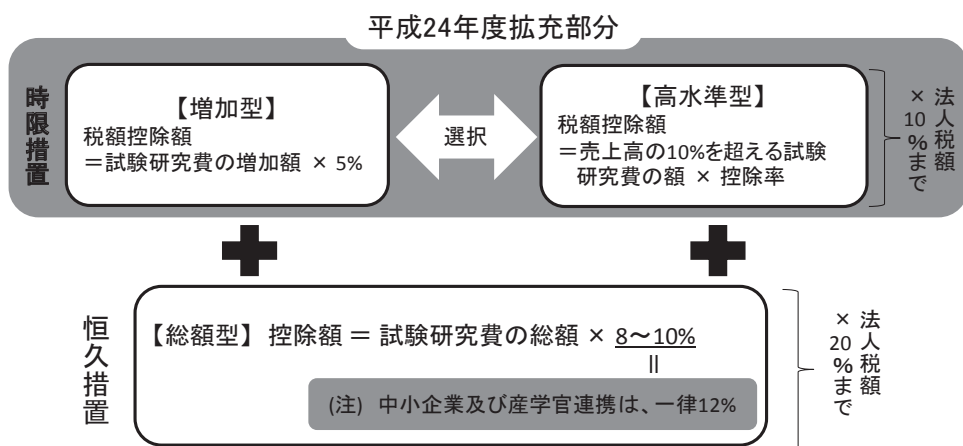
この制度は、青色申告法人の平成20年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度において損金の額に算入される試験研究費の額がある場合で、次のいずれかに該当するときに、上記1、2及び3の制度とは別枠でその試験研究費の額の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除することを認めるもの

- ・その試験研究費の額が、比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合
- ・その試験研究費の額が、その事業年度の平均売上金額の10%相当額を超える場合

研究開発促進税制を国際比較したのが表2である。他の先進諸国と比べると、中小企業向けの特例に関しては、わが国の12%に対し、カナダでは35%、オーストラリアでは45%の控除ができるなど、国際的に見て日本の控除税率は極めて低い。控除限度額に関しては、フランス、韓国、オーストラリア、中国では限度額は定められておらず、日本では限度額の制約が厳しいことがわかる。

特定産業に対する税制と研究開発税制に関して、幾つかの問題点が挙げられた。これらのことから、日本の研究開発に関する租税特別措置は、対象産業は限定されておらず、企業が国内で資金を使いやすい環境を作っていないといえる。

図4 研究開発促進税制



(資料) 経済産業省「平成24年度税制改正について」

表2 研究開発促進税制の国際比較

	税額控除率	中小企業向け特例	控除限度額	
税額控除	日本	控除ベース×10%、増加額×5%	控除ベース額×12%	法人税額の20%
	アメリカ	①原則法 (控除ベース額－ベース金額)×20% ②簡便法 (控除ベース額－ベース金額)×14%	特にない	法人税額の75% 法人税額から暫定ミニマム 税額を差し引いた金額
	カナダ	控除ベース額×20%	控除ベース額×35%	中小企業向けの35%
	フランス	控除ベース額×30% (1億ユーロ超の部分は5%)	特にない	特にない
	スペイン	①研究開発:控除ベース額×25% ②イノベーション技術:控除ベース額×12%	特にない	法人税額の35%
	韓国	①新成長動力開発研究:控除ベース額×20% ②一般研究:控除ベース額×6%	①控除ベース額×30% ②a控除ベース額×25% b増加費用×50%	特にない
	オーストラリア	控除ベース額×10%	控除ベース額×45%	特にない
損金算入	イギリス	控除ベース額×7.8%	控除ベース額×26% 控除ベース額×31.3%	750万ユーロ (約7億5千万円 2012年11月現在)
	中国	①研究開発:控除ベース額×12.5% ②先進的・新技術:10%	特にない	特にない

(資料) 経済産業省産業技術環境局技術振興課「平成23年度海外主要国の研究開発税制に関する実態を踏まえた国内事業環境整備等調査」

2-3 海外の実例

表3はアジア諸国における特定の産業・企業・設備に対する優遇税制をあげたものである。このうち韓国における「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」と台湾における「IT産業育成政策」について詳しくみていくことにする。韓国の「ベンチャー企業の育成に関する特別措置法」は、企業を1カ所に集積させ、資金・技術・人材・立地供給の円滑化、租税支援を行うことでベンチャー企業を多く輩出するということが目的であった。その結果ベンチャーブームが引き起こされ、1998年6月にはわずか731社であったベンチャー企業が、2001年12月には11392社にのぼり、ピークを迎えた。一時期は減少したものの継続したベンチャー政策により2006年8月にはピーク時を上回る11985社を記録した。しかしこの韓国の政策では政府系の教育・研究機関からのスピノフ型ベンチャー企業が多かったことで、域内の取引関係が非常に薄くなってしまい、韓国国内での軸となるような特定産業を大きく成長させることができなかった。その原因として、この政策のそもそもの目的がベンチャー企業を多く輩出することで産業を成熟化軌道にのせることができなかつたためだと考えられる。

次に台湾の「IT産業育成政策」は、韓国の「ベンチャー企業の育成に関する特別措置法」と同じように企業を1カ所に集め、法人税・関税・部品税などの減免や管理局からの一環

体制の支援などを行った。韓国の政策と異なるのは、成長産業を台湾の軸となる産業としたという点である（表4参照）。その要因は、企業からの自然発生的なベンチャー企業の排出が多かったことや、当初よりIT産業育成に焦点があてられており、一つの産業が大きく成長できるように仕組みづくりとして起業家同士の情報交換や人材調達、顧客とのマッチングが行いやすい土壌だったことが挙げられる。

表3 アジア諸国における特定の事業、企業、設備に対する優遇措置(法人税)

	法律	対象
中国	低減税率	ハイテク企業
	期間減免税	条件を満たす環境保護、省エネルギー、節水プロジェクトに従事して得た所得など
	期間減免税	認定を受けた中国国内の新しいソフトウェア生産企業など
	税額控除	規定されている環境設備、省エネルギーなどの専用設備を企業が購入し、かつ実際に使用する場合
台湾	促進産業昇級条例	新興産業に対する技術供与についての所得課税の5年繰延優遇措置など
	IT産業育成政策	ハイテク産業
	生技新薬発展条例	バイオテクノロジー、新薬産業関連
	文化創意産業発展法	文化創意産業
シンガポール	経済拡大奨励法	パイオニア企業など
韓国	ベンチャー企業の育成	ベンチャーキャピタル投資型企業、研究開発集約型企業、
	に関する特別措置法	特許・新技術型企業、ベンチャー評価優秀型企業

(資料) トーマツ 「平成24年度 アジア諸国の税法 第8版」 中央経済社

表4 台湾の産業成長率

産業分野	企業数	成長率(%)
半導体	164	32
PCおよび周辺機器	58	3
通信	52	10
光電	61	39
精密機械	21	60
バイオ	28	39
合計	384	27

(資料) 河知延「アジアにおける新産業育成政策とベンチャー企業の集積－韓国と台湾の事例研究－」(国際ビジネス研究会年報2007年)

以上の韓国・台湾の政策をまとめると、企業を集積させることにより、情報交換や研究施設・工場などの共同利用が可能になり、企業を発展させやすい環境を作ることができた。また韓国では中小企業全般に支援をしていたが、台湾では成長が見込める産業を特定したことや経営者だけでなく技術者を輩出することで特定産業の発展に大きく貢献できたのではないかと思われる。

4 税制改革案の提言

以上の研究より、以下の4つの法人税の税制改革案を提言する。これらの税制改革により、外国子会社から日本親会社への資金還流の増加、企業の活性化や国際競争力の強化、産業の発展、国内外の需要創造など、設備投資や研究開発の増加による日本の産業及び経済の発展が期待できると考える。なお、日本の財政状態も踏まえて、税制の対象を設備投資や研究開発等に限定、また対象産業も限定し、さらに時限措置を加えることにより、大胆な政策を提言する。

- ①グリーン投資減税・研究開発税制の見直し
- ②成長産業に関する設備投資と研究開発を優遇する税制の新設
- ③リスクの高い新規産業に取り組む企業への支援政策の充実
- ④地域を限定した優遇税制の新設

まず、現状のグリーン投資減税の対象設備を成長産業である環境・再生可能エネルギー等に絞る。このことにより全設備への即時償却が可能になり、設備投資を促すことができる。また税控除額の引き上げや中小企業のみといった対象企業の限定を無くすことにより大企業に対しても設備投資を促すことができる。研究開発税制に関しても対象となる研究を限定し、限度額の引き上げ又は撤廃をすることができる。

成長産業とは、確実な将来性がある分野として医療・介護・健康関連産業があり、日本が技術的優位性を有している分野としてスマートグリッド・燃料電池・電気自動車・インフラ整備・土木・建築などが考えられる。対象設備を環境・再生可能エネルギーだけでなくこれらの産業に限定することが日本企業の活性化につながるのではないだろうか。またこれらの成長産業への新たな優遇税制も有効であろう。

次に、リスクの高い新規産業に取り組む企業への支援政策を充実させるために補助金の見直しだけでなく、その産業が日本の軸となる産業になるような切れ目のない資金調達環境の整備やコンサルタントの派遣などの支援政策を充実させる。また、台湾や韓国などのように特定産業を集積させることにより、研究開発設備の共同利用に対しての減税や免税を行うことで日本企業の活性化及び産業の発展をバックアップする。

5 まとめ

わが国の法人税の税率が引き下げられたことに加え、平成 20 年に導入された海外子会社配当益金不算入制度により海外からの資金還流に対して国内では税金がかからなくなった。また私たちが提案する税制改革案を行うことで国内への資金還流が増え、その還流された資金を特定産業の設備や研究開発への投資、また新規産業育成に使わせる。そのことで国内外の需要創造や国内企業の発展・成長が見込まれ、将来的な日本経済の活性化に繋がるであろう。

参考文献

- 青山慶二 (2008) 「わが国企業の海外利益の資金還流について—海外子会社からの配当についての益金不算入制度—」『租税研究』
- 浅妻章如 (2009) 「海外子会社 (からの配当) についての課税・非課税と実現主義・時価主義の問題」『フィナンシャル・レビュー』第 94 号
- 岡直樹 (2009) 「グループ企業戦略と法人課税—移転価格税制、F I N 4 8、海外子会社配当益金不算入提案を素材として」『租税研究』
- 河知延 (2007) 「アジアにおける新産業育成政策とベンチャー企業の集積—韓国と台湾の事例研究—」『国際ビジネス研究学会年報』
- 経済産業省 (2008) 「「海外子会社からの配当の益金不算入制度」に関するレポート公表」『K P M G』
- 国際租税委員会 (2008) 「我が国企業の海外利益の資金還流について～海外子会社からの配当についての益金不算入制度の導入に向けて～」『租税研究』経済産業省貿易経済協力局貿易振興課
- 小山光一、中西良之 (2010) 「国際的二重課税排除の制度分析」『経済学研究 60 - 1』
- 諏訪園健司 (2010) 「図説 日本の税制 平成 23 年度版」(株) 財経詳報社
- 関谷浩一、西田宏之 (2009. 4b) 「外国子会社配当益金不算入制度創設による国際税務戦略への影響」『税務弘報』
- 高嶋健一 (2009) 「外国子会社配当益金不算入制度の導入—企業行動に与えるインパクトと今後の課題」『AZ Insight』34 巻
- 東洋経済新報社 (2011. 6) 「海外企業総覧」
- トーマツ (2008) 「アジア諸国の税法 第 6 版」中央経済社
- トーマツ (2008b) 「欧州主要国の税法 第 2 版」中央経済社
- 南波洋 (2009) 「外国子会社配当益金不算入制度」『税務弘報』
- みずほ総合研究所 (2011) 「製造業の海外展開について～日本の製造業は空洞化しているのか」
- 結城一政 (2009) 「海外子会社の配当、免税が主流に」『Nikkei Bussiness』
- 渡辺基成 「海外子会社からの配当金課税について」(株) 成和ビジネスコンサルティング

参考資料

経済産業省「工場立地動向調査」（各年度版）

経済産業省（2012）『通商白書 2012』（勝美印刷株式会社 2012. 8. 15）

経済産業省資源エネルギー庁（2010）『平成 22 年度エネルギー需給構造改革推進投資促進税制利用のための Q&A 集』

経済産業省資源エネルギー庁『グリーン投資減税』

経済産業省 産業技術環境局技術振興課「平成 23 年度海外主要国の研究開発税制に関する実態を踏まえた国内事業環境整備等調査」

日本政策投資銀行「設備投資計画調査」

日本総合研究所調査部マクロ経済研究センター『海外経済展望』（2006. 1）

三菱UFJリサーチ&コンサルティング「米国経済見通し」（2012/10/3）